

泉南市防災計画

令和8年6月修正

泉南市防災会議

第1編 総則編 目次

第1章 計画の目的と概要.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 計画の概要.....	1
第3節 防災の基本方針.....	3
第2章 防災責任者の責務.....	4
第1節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第2節 住民、事業者の基本的責務.....	1 2
第3章 泉南市の災害環境.....	1 4
第1節 泉南市の概要.....	1 4
第2節 自然災害の誘因.....	1 5
第3節 災害履歴.....	2 0
第4節 市域の災害特性.....	2 1
第4章 災害の想定.....	2 3
第1節 地震・津波被害の想定.....	2 3
第2節 風水害及びその他災害の想定.....	2 8
第5章 防災ビジョン.....	3 0
第1節 市の防災課題.....	3 0
第2節 防災ビジョン.....	3 0

第1章 計画の目的と概要

第1節 目的

泉南市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第10号ロによる地域防災計画であり、法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（最終改正：平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき泉南市防災会議が定める計画であって、泉南市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、市及び市内外の関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図ることを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画（関西国際空港地区）によるが、同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業者が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整し、連携を図る。

【資料 1-1-1-1】 泉南市防災会議条例

【資料 1-1-1-2】 泉南市防災会議委員一覧表

【資料 1-1-1-3】 泉南市防災会議運営要綱

第2節 計画の概要

1 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

(1) 総則編

市、関係機関等の責務と、災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱、想定される災害被害等について定める。

(2) 災害予防計画編

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 地震・津波災害応急対策編

地震（南海トラフ地震臨時情報を含む）・津波発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活確保等、市及び関係機関がとるべき活動内容、措置等について定める。ま

た、南海トラフ地震防災対策推進地域について南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定める。

(4) 風水害等災害応急対策編

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動及び早期の危険予測、防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。また、林野火災をはじめ市街地や中高層建築物等の災害、危険物等災害、大規模交通災害などの突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するための市及び関係機関の活動内容を定める。

(5) 災害復旧・復興対策編

災害発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

2 大阪府地域防災計画等との関係

この計画は大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

3 計画の修正及び周知徹底

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえつつ継続的にPDCAサイクル（※）を適用して、絶えず災害対策を検討し、必要があると認められるときはこれを修正する。

また、計画の修正にあたっては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた計画修正に努める。

なお、市、大阪府及び指定公共機関は、各計画相互の調整、府から市に対する助言等を通じて、防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

（※）PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

（※）PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

4 計画の細部の事項

この計画に基づく防災上の諸活動を行うにあたって、必要な細部の事項については、関係機関において定める。

第3節 防災の基本方針

我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことを踏まえ、府域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年(2016年)熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年(2018年)に発生した大阪府北部を震源とする地震、さらには元日に発生した令和6年(2024年)能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、1 命を守る、2 命をつなぐ、3 必要不可欠な行政機能の維持、4 経済活動の機能維持、5 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第2章 防災責任者の責務

第1節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

泉南市、大阪府及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 泉南市

(1) 行政経営部、成長戦略室

- ア 防災対策の総合調整に関すること。
- イ 防災会議の事務に関すること。
- ウ 災害対策本部会議の事務に関すること。
- エ 防災に係る教育、訓練に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ 気象並びに災害情報の収集、伝達に関すること。
- キ 自主防災組織に関すること。
- ク 通信連絡の確保に関すること。
- ケ 被害状況及び活動状況の統括並びに関係機関への報告に関すること。
- コ 災害に関する広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- サ 災害状況の記録に関すること。
- シ 職員の現状把握及び動員配備計画に関すること。
- ス 職員に対する物資の配給に関すること。
- セ 災害救助法に関すること。
- ソ 災害対策を実施するための必要な労働者等の確保に関すること。
- タ 関係機関等の災害視察に関すること。
- チ 災害見舞の応接に関すること。
- ツ 泉州南消防組合との連絡調整に関すること。
- テ 復旧・復興の基本方針に関すること。
- ト 災害に関する苦情の受付及び処理に関すること。
- ナ 住民の災害相談に関すること。
- ニ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

(2) 総務部、公共施設再編室、会計課

- ア 庁舎の整備及び維持管理に関すること。
- イ 災害対策用車両の配車に関すること。
- ウ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- エ 土地家屋等の被害調査に関すること。

- オ 被災者に対する市税の減免に関すること。
- カ 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること。
- キ 市の災害起債及び災害融資に関すること。
- ク 災害関係費の収入及び支出に関すること。
- ケ 義援金品の受付及び配分に関すること。
- コ 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること。

(3) 市民生活環境部

- ア 災害応急食料の調達及び配分に関すること。
- イ 被災者及び職員に対する炊き出しに関すること。
- ウ 災害危険箇所の予防計画に関すること。
- エ 商工業の被害調査及び復旧対策に関すること。
- オ 商工業者の罹災証明の発行及び融資に関すること。
- カ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- キ 農林水産業の被害調査及び復旧対策に関すること。
- ク 災害用農林漁業金融幹旋に関すること。
- ケ 水防活動に関すること。
- コ し尿汲取りの応急処理に関すること。
- サ 仮設トイレの設置に関すること。
- シ 遺体の収容等に関すること。
- ス 指定避難所・応急仮設住宅等の防疫・衛生管理に関すること。
- セ 災害時における清掃計画に関すること。
- ソ 被災地域のごみ、瓦礫等の応急処理に関すること。
- タ 泉南清掃事務組合との連絡調整に関すること。

(4) 福祉保険部

- ア 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
- イ 泉南市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- ウ ボランティア組織の活動支援等に関すること。
- エ 要配慮者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。
- オ 被災者に対する衣料等生活必需物資の供給に関すること。
- カ 被災者に対する福祉年金受給者取得制限の緩和に関すること。
- キ 低所得世帯の被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関すること。
- ク 罹災証明の発行に関すること。
- ケ 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金の貸付に関すること。
- コ 被災者に対する拠出年金保険料の免除に関すること。

(5) 健康子ども部

- ア 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

- イ 遺体の収容等に関する事。
- ウ 医療機関の被害調査に関する事。
- エ 災害時における医療計画に関する事。
- オ 救護所の設置及び救護班の編成に関する事。
- カ 救護所及び現地における傷病者の応急治療及び救護に関する事。
- キ 医師会等との連絡調整に関する事。
- ク 疾病、負傷者の調整及び収容に関する事。
- ケ 保育機能の復旧に関する事。
- コ 指定避難所・応急仮設住宅等の防疫・衛生管理に関する事。

(6) 都市整備部

- ア 災害危険箇所の予防計画に関する事。
- イ 道路、公園等の整備に関する事。
- ウ 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
- エ 水防活動に関する事。
- オ 緊急交通路の確保及び交通規制の連絡調整に関する事。
- カ 建築物等の耐震化及び火災予防に関する事。
- キ 住宅の災害復興対策の企画に関する事。
- ク 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事。
- ケ 被災者応急用建築資材の確保、斡旋に関する事。
- コ 緊急時における市内土木建築等業者への協力依頼に関する事。
- サ 被災建築物応急危険度及び被災宅地危険度判定士の受入れに関する事。
- シ 建築制限に関する事。
- ス 復興都市づくりに関する事。
- セ 断水時における広報宣伝に関する事。
- ソ 下水道施設、河川、水路等の整備に関する事。
- タ 浸水対策に関する事。
- チ 南大阪湾岸南部流域下水道事務所との連絡調整に関する事。
- ツ 災害応急対策、資材の調達に関する事。
- テ 緊急時における市内上水道業者への協力依頼に関する事。

(7) 教育部

- ア 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
- イ 避難所の設置、管理及び運営指導等に関する事。
- ウ 避難所の調査及び名簿の作成に関する事。
- エ 避難者の救護状況の調査に関する事。
- オ 避難者の誘導に関する事。
- カ 教育機能の復旧に関する事。

- キ 災害時における児童生徒の応急教育に関すること。
- ク 被災小中学生、園児等に対する学用品の調達及び支給に関すること。
- ケ P T A等社会教育関係団体への協力要請に関すること。
- コ 災害時における児童の応急給食に関すること。
- サ 被災者への炊き出しに関すること。

2 泉州南消防組合

- ア 火災予防対策に関すること。
- イ 消防力の充実強化に関すること。
- ウ 消防資機材等の点検及び整備に関すること。
- エ 消火、救急、救助活動に関すること。
- オ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- カ 災害情報等の収集及び広報に関すること。
- キ 広域消防応援等の要請・受入れに関すること。
- ク 被害状況の調査、集計及び報告に関すること。
- ケ 災害対策本部との情報連絡に関すること。

3 消防団

- ア 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。
- イ 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。
- ウ 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

4 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 岸和田土木事務所

ア 府所管公共土木施設の防災対策、水防活動、洪水予警報等の伝達及び被災施設の復旧等に関すること。

イ 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関すること。

(3) 泉州農と緑の総合事務所

ア ため池に関する水防対策に関すること。

イ 山地災害対策に関すること。

(4) 阪南建設管理課

府直轄港湾施設及び海岸保全施設の災害予防、保全管理、災害応急対策、復旧対策等に関すること。

(5) 泉佐野保健所

ア 災害時における保健衛生活動に関すること。

イ 保健所保健医療調整本部の設置に関すること。

(6) 南大阪湾岸南部流域下水道事務所

流域下水道施設の防災対策、水防活動及び被災施設の復旧等に関すること。

(7) 漁港管理事務所

ア 漁港施設の管理、災害応急対策、復旧対策に関すること。

イ 災害時の海上ルート輸送について、耐震岸壁等施設の開放及び支援・協力に関すること。

5 大阪府泉南警察署

ア 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。

イ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。

ウ 交通規制・管制に関すること。

エ 広域応援等の要請・受入れに関すること。

オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。

カ 犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること。

キ 災害資機材の整備に関すること。

6 指定地方行政機関

(1) 近畿農政局 大阪地域センター

応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

(2) 大阪航空局 関西空港事務所

ア 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。

イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。

ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること。

エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。

オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

(3) 大阪管区气象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署）

ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。

- イ 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること。
- ウ 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること。
- エ 海難救助体制の整備に関すること。
- オ 海上交通の制限に関すること。
- カ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること。
- キ 海難の援助及び危険物等の海上流出油対策に関すること。
- ク 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- ケ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること。

(5) 泉佐野公共職業安定所

災害時における労働力確保対策に関すること。

(6) 近畿地方整備局 大阪国道事務所南大阪維持出張所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ウ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- エ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- オ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- カ 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。

7 陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊

- ア 防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- イ 災害派遣に関すること。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社 泉南郵便局

- ア 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- イ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- ウ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社 和泉砂川駅

- ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

(3) NTT 西日本株式会社 関西支店

- ア 電気通信施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
- エ 災害時における重要通信確保に関する事。
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
- カ 被災電気通信設備の復旧事業の推進に関する事。
- キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事。

(4) 日本赤十字社 大阪府支部

- ア 災害医療体制の整備に関する事。
- イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。
- ウ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- エ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
- オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事。
- カ 救助物資の備蓄に関する事。

(5) 西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所

- ア 管理道路の整備と防災管理に関する事。
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。

(6) 大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部

- ア ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
- ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

(7) 日本通運株式会社 泉州支店

- ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
- イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。

(8) 関西電力送配電株式会社 岸和田配電営業所

- ア 電力施設の整備と防災管理に関する事。
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事。
- ウ 災害時における電力の供給確保に関する事。
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。

(9) 新関西国際空港株式会社

- ア 空港周辺の航空機災害の予防に関する事。
- イ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事。
- ウ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関する事。
- エ 災害時における輸送確保の協力に関する事。
- オ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事。

(10) 南海電気鉄道株式会社 泉佐野駅

- ア 鉄道施設の防災管理に関する事。
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。

(11) 一般社団法人大阪府L P ガス協会 泉南支部

- ア L P ガス施設の整備と防災管理に関する事。
- イ 災害時におけるL P ガスによる二次災害防止に関する事。
- ウ 災害時におけるL P ガス及びL P ガス器具等の供給確保に関する事。
- エ 被災L P ガス施設の復旧事業の推進に関する事。

(12) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事。
- カ 大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関する事。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人泉佐野泉南医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
- イ 負傷者に対する医療活動に関する事。

(2) 岡田浦漁業協同組合及び樽井漁業協同組合

組合員の災害予防、災害時の物資輸送協力及び災害応急対策並びに応急復旧に関する事。

(3) 泉南清掃事務組合

ごみ処理業務における防災管理、ごみ処理施設の災害予防整備、災害時のごみ処理、ごみ処理施設の応急対策及び復旧に関する事。

(4) 泉南市区長連絡協議会

- ア 自主防災組織結成協力に関する事。
- イ 災害情報の収集協力に関する事。
- ウ 緊急避難の場合の協力に関する事。
- エ 市の実施する災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関する事。

(5) 泉南市自主防災組織連絡協議会

- ア 自主防災組織の連絡調整に関する事。

イ 市の実施する災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること。

(6) 泉南市社会福祉協議会

ア 災害時における福祉に関すること。

イ ボランティアの防災活動支援に関すること。

(7) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

各々の掌握事務についての防災対策に関すること。

【資料 1-2-1-1】 関係機関指定電話及び防災行政無線一覧表

第2節 住民、事業者の基本的責務

1 住民の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分らで守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な連携・協力をして様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

ア 防災訓練や防災講習等への参加

イ 地域の地形、危険場所等の確認

ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

ア 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止

イ 避難場所、避難経路の確認

ウ 家族との安否確認方法の確認

エ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄

オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

ア 地域の防災活動等への積極的な参加

イ 初期消火、救出救護活動への協力

ウ 避難行動要支援者への支援

エ 地域住民による避難所の自主的運営

オ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

2 事業者の基本的責務

事業者は、自助・共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- イ 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ア 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- イ 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- ウ 避難場所、避難経路の確認
- エ 従業員及び利用者等の安全確保
- オ 従業員の安否確認方法の確認
- カ 最低3日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ア 発災時のむやみな移動開始の抑制
- イ 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ウ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 市、国、府等が実施する防災・減災対策への協力

3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、市、府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第3章 泉南市の災害環境

第1節 泉南市の概況

1 位置・面積・地勢・人口等

本市は大阪府の南部、大阪都心部から40～50kmの距離に位置し、市域の北西は大阪湾に面し、北東は樫井川を境界として田尻町、泉佐野市、南東は和泉山脈を境にして和歌山県紀の川市・岩出市と、南西は男里川を境として阪南市と接している。

本市の人口は、平成18年以降減少を続けている一方、世帯数は、平成18年以降も増加を続けており、核家族化が進み、高齢のみの世帯や一人暮らしの高齢者等、災害時に支援が必要となる世帯も増加している。

【本市の人口・面積・地勢】<令和8年1月現在>

人口・世帯数 (住民基本台帳)		(人 口) 57,385 人 (世 帯) 26,785 世帯
面 積		48.98km ² (令和8年3月31日現在)
地 勢	位 置	(東 経) 135° 16' 34" (北 緯) 34° 21' 45" <市役所の位置>
	範 囲	(南 北) 約 11km (東 西) 約 8 km
	標 高	(最 低) 0.0m (最 高) 468m<ボンデン山> <市役所の標高: 23.5m>

【付表 1-3-1-1】 国勢調査による人口推移一覧表

【付表 1-3-1-2】 地区別人口及び世帯数一覧表

2 気候

本市の気候は瀬戸内式気候区に属し、気温は年平均16℃程度で、年降水量も1,000～1,500mmと比較的温暖な気候である。

3 地形と土地利用

市域の地形は、大きく山地部、丘陵部および平地部に分けられ、市の南縁を区切る和泉山脈に連なる山地部には低い山が多く、市域の東端を樫井川が、西端を男里川が流れ、それぞれ大阪湾に注いでいる。

山地部に続く丘陵部には開発された住宅団地が多く、古くからのため池も散在している。また、ここを走るJR阪和線の海側には歴史的古道である熊野街道が市域を横断している。

丘陵部より大阪湾にいたる平地は、ほとんどが宅地や農地として利用され、南海電鉄南海本線と浜（孝子越）街道が並走している。また、市域の海岸部には岡田漁港、樽井漁港があり、男里川上流の金熊寺川沿いには根来街道が通じている。

【付表 1-3-1-3】 土地利用区分

4 地形と地質の概要

本市域は、地形的には、

- ① 市域の南半分に広がる和泉山脈
- ② 和泉山脈の山麓に広がる丘陵
- ③ J R 阪和線から海側、海岸部付近にまで広がる段丘
- ④ 男里川、金熊寺川、榎井川の河川沿いと海岸部に広がる低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示しており、その概要を次に示す。

(1) 和泉山脈

和泉山脈の地質は和泉層群とよばれる砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層から構成されており、和泉山脈の主軸の方向は東北東―西南西であり、和泉層群の方向性をそのまま反映している。山地内の河川はこの主軸方向と、それに直交する南北方向に発達している。

(2) 丘陵

J R 阪和線から山地側に広がる丘陵部は、段丘及び低地を含めた平野部では最も高い位置にあり、標高は 40～50m 程度である。地質は洪積層（大阪層群）とよばれる未固結層（砂礫、粘土）からなる。

(3) 段丘

段丘区域は、主に、J R 阪和線から海側に標高 10～30m で広がる。背後の丘陵区域に比べ一段低い面を形成しているが、海岸部の低地とは明瞭な崖線で区切られている。段丘は高位段丘、中位段丘、低位段丘の 3 面に区分され、その中で中位段丘が最も広い区域を占め、次いで低位段丘、高位段丘の順になっている。高位段丘は面積的にはかなり狭い。

(4) 低地

海岸部及び男里川、金熊寺川、榎井川沿いには低地が分布している。海岸部の低地は三角州性の低地で標高は 5 m 以下である。河川沿いの低地は谷底平野で、標高は榎井川沿いで 20m 以下、金熊寺川沿いで 50m 程度である。低地部分は、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

第 2 節 自然災害の誘因

1 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価し、随時公表している。

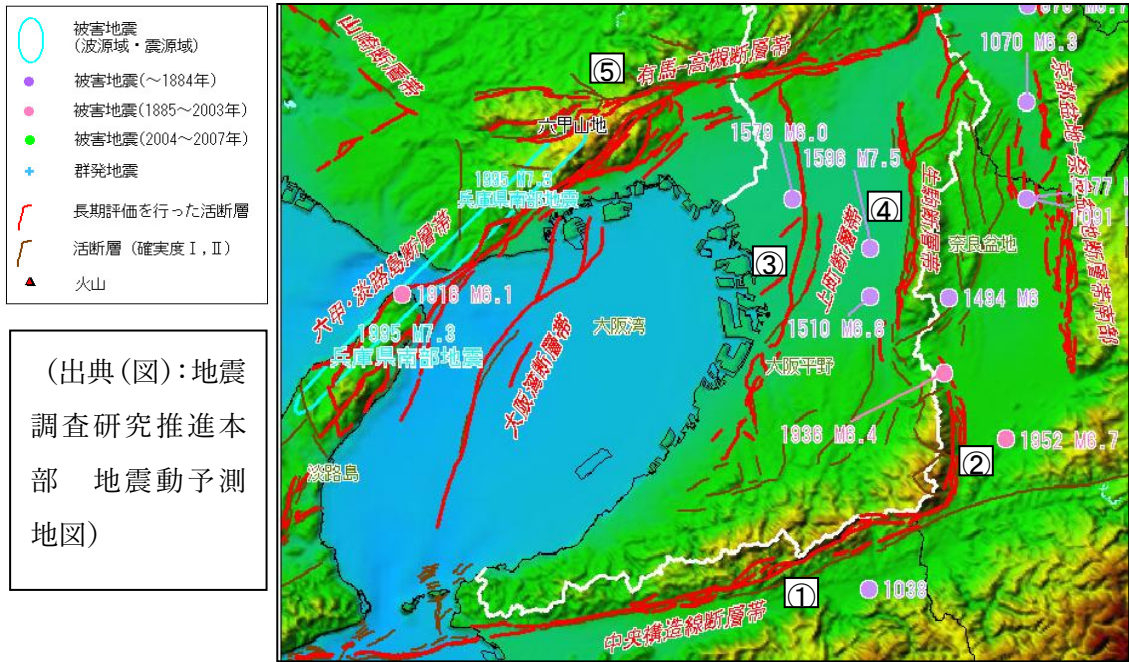
これらの事項について、令和7年1月までに算定された本市に関わる事項を以下に示す。

(1) 活断層の長期評価の概要

【主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和7年（2025年）1月1日）】

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活 断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (根来区間)	7.2 程度	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	0.008% ～0.3%	0.02% ～0.5%	0.04% ～1%	約 2500 年 －2900 年 7 世紀以後、 8 世紀以前
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.8 程度		ほぼ 0% ※	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約 6000 年 －7600 年 1 世紀以後、 3 世紀以前
③	上町断層帯	7.5 程度		2%～3%	3%～5%	6%～10%	8000 年程度 約 28000 年前 －9000 年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5 程度	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	ほぼ 0% ～0.1%	ほぼ 0% ～0.3%	ほぼ 0% ～0.6%	3000 年 －6000 年 1600 年前 －1000 年前頃
⑤	有馬－高槻断層帯	7.5 程度 (7.5±0.5)	—	ほぼ 0% ～0.04%	ほぼ 0% ～0.1%	ほぼ 0% ～0.4%	1000 年 －2000 年程度 1596 年慶長伏見地震

※：「ほぼ 0%」は 10⁻³%未満の確率値



中央構造線断層帯地震について

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられ、本市に最も影響が及ぶと考えられる和泉山脈南縁の①根来区間の今後30年以内の地震発生確率は、0.008%～0.3%とされている。

将来の活動として、①根来区間が活動すると、M7.2程度の地震が発生すると推定され、その際に3m程度の右横ずれが生じる可能性があるとしている。

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	1700年～3500年

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は100～200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100～200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

【評価の概要(算定基準日 令和7年(2025年)9月26日)】

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率 (※)	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 (下段：ポアソン過程を適用したものを除く)
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	60%～ 90% 程度以上	90%程度 もしくは それ以上	0.86	(次回までの 標準的な値 88.2年)
						76.0年前

(※)：地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。

最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が平均発生間隔に達すると1.0となる。

(出典：南海トラフの地震活動の長期評価(第二版) 概要資料 地震調査研究推進本部)

2 台風

近年、日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風（1934 年）、枕崎台風（1945 年）、伊勢湾台風（1959 年）ほどの強い台風は襲来していないが、気象庁気象研究所の最近の研究結果「21 世紀末の将来予測」によると、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

近年の台風の事例として、本市も大きな被害を受けた平成 30 年台風 21 号の概要を以下に示す。

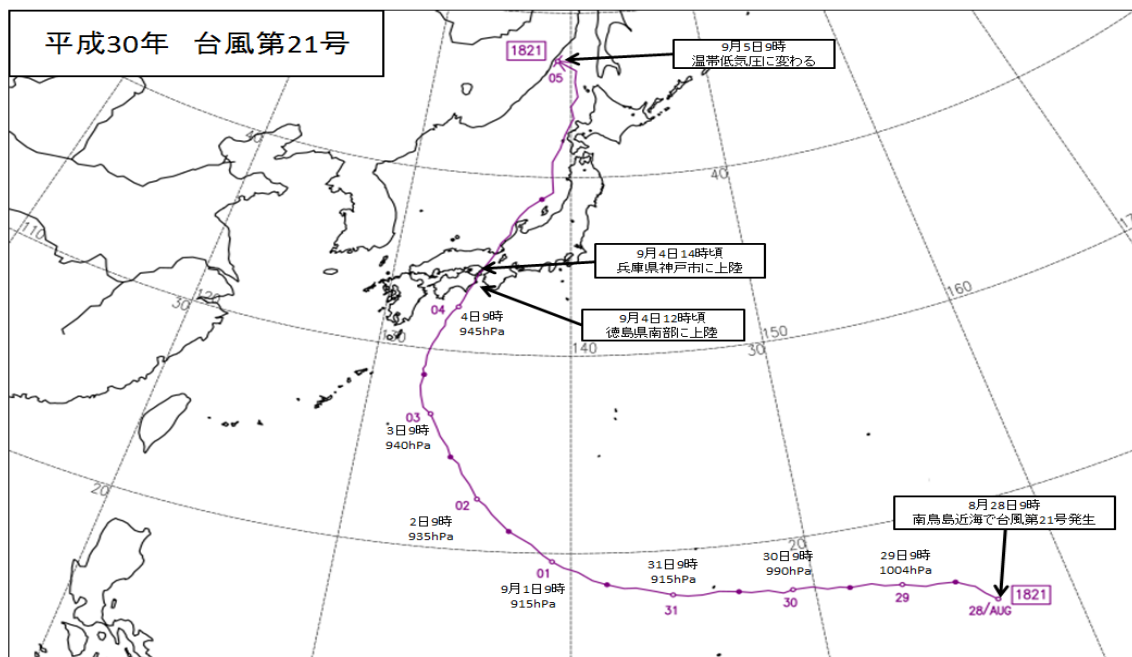
本市に大きな被害をもたらした平成 30 年台風第 21 号

台風 21 号は、8 月 28 日 9 時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進、30 日に「非常に強い」勢力となり、31 日には「猛烈な」勢力に発達した。その後、北上を続け、「非常に強い勢力」を保ったまま 9 月 4 日正午頃に徳島県南部に上陸し、大阪湾を北東に進んだ。台風の接近・通過により、9 月 3 日～5 日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で 300 ミリを超えたところや 9 月の月降水量平年値を超えたところがあった。

これら暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。

本市においても、台風の中心付近の東側に位置していることから、台風の接近・通過に伴い猛烈な暴風（関西空港島で最大瞬間風速 58.10m）に襲われ、大規模な停電が発生するなど、大きな被害を受けた。

平成 30 年台風第 21 号経路図



（出典：気象庁 台風経路図）

3 局地的大雨と集中豪雨

気象庁が 1970 年代後半から全国約 1,300 箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した、1 時間降水量 50mm 及び 80mm 以上の短時間強雨の発生回数は増加傾向にある。

(1) 局地的大雨とは

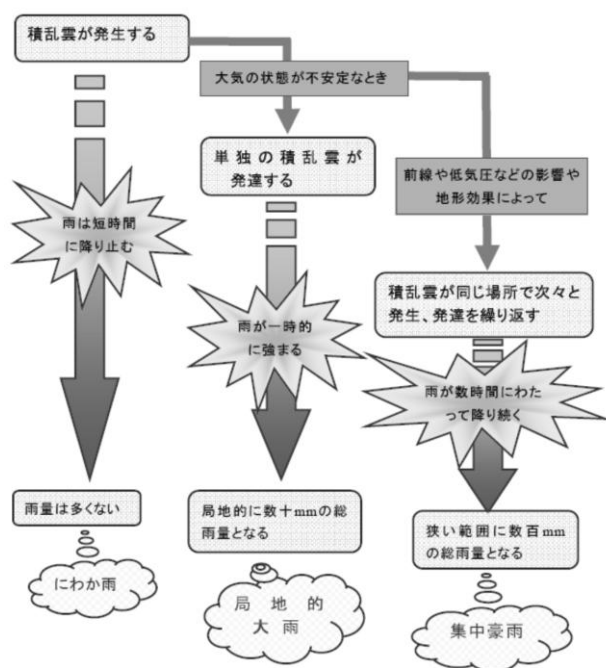
ア 局地的大雨は、大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十 mm 程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から 1 時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

イ 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

(2) 集中豪雨とは

ア 集中豪雨は、大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百 mm の総雨量となる。

イ 集中豪雨がどこで発生するのかは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成 21 年 2 月 気象庁)

「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層（上空）へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

(3) 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

ア 短い時間で危険な状態になる。

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで数分～数十分で危険な状態になる場合がある。

神戸市灘区の都賀川では、2008 年 7 月 28 日に短時間に記録的な大雨にみまわれ、水位が 10 分間で約 1 m30cm も上昇した。

イ 離れた場所での雨が影響する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40 分間で約 30cm も水位が上昇した。

ウ 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典:局地的大雨から身を守るために 平成 21 年 2 月 気象庁他)

第 3 節 災害履歴

本市は市街地や宅地の多くが災害危険性の低い丘陵、段丘に発達しており、自然災害の発生履歴は少ない地域といえる。市域の山地部では急斜面が発達し、丘陵部では大規模な地形改変による宅地開発が進行しているが、具体的な自然災害の履歴は少ない。

1 地震災害の履歴

近年、泉州地域に影響を与えた大規模な地震としては、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災<平成 7 年 1 月 17 日>）と南海地震（昭和 21 年 12 月 21 日）があるが、本市域では南海地震の被害記録はない。

過去には府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード 8 クラスの巨大地震（887 年、1361 年、1707 年、1854 年、1944 年、1946 年等）、畿内に震源をもつマグニチュード 7 クラスの地震（1510 年、1596 年、1899 年、1952 年、1995 年等）及び濃尾地震（1891 年）等の地震により大きな被害を受けている。特に、1854 年の安政東海地震、安政南海地震等では、本市域でも震度 5 ～ 6 の揺れを被ったと推定される。

2 風水害の履歴

近年の風水害として、昭和 57 年 8 月 3 日、平成元年 9 月 3 日、同年 9 月 19 日、平成 30 年 9 月 4 日に発生している。主に浸水災害であるが、山地区域での道路、路肩、斜面の崩壊、平野でのため池の崩壊等も含まれる。

各災害の被害は、資料集としてまとめた。

これらの災害箇所は後背湿地や段丘上微低地、自然堤防背後の低地等にあたるところが多い。その大半はその後の対策（下水道、排水路の整備、河川断面の改修など）により被害発生はなくなっているが、ごみ投棄等による水路の詰り、溢れ出しの危険性はなくなっていない。

3 土砂災害の履歴

土砂災害は、地すべり、崩壊（山くずれ、崖くずれ。一般には土砂くずれと表現されることも多い。）及び土石流に大きく分類されるが、土砂災害の記録はほとんどない。本市では、土砂災害が発生しやすい山地が広い地域を占めるが、山地部では市街地・宅地等の高度な土地利用があまりなされていないことも土砂災害による被害が少ない要因の一つと考えられる。

ただし、堀河ダム周辺や葛畑地区、楠畑地区では急斜面に沿う道路の周辺で、しばしば小規模な土砂災害が発生している。

【付表 1-3-3-1】 被害一覧表

【付表 1-3-3-2】 大阪府及び本市に影響をおよぼした主な地震

【付表 1-3-3-3】 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要と被害状況

第4節 市域の災害特性

本市域全体としての災害特性を、自然条件、社会条件の視点からまとめると、次のとおりである。

1 自然条件（立地環境）からみた災害特性

市域を地形的に大別すると、市城南東部の山地を主とする地域、中央部の丘陵・段丘地域、海岸部の低地地域に区分される。

東部の山地地域は地形特性から地すべり地形、急傾斜地、土石流危険渓流等が多い。

中央部の丘陵・段丘地域は高台に位置し地盤は洪積層を主体とするため、地震災害、浸水被害、土砂災害等の自然災害危険性は全般に低いが、山地に接する区域では背後の渓流からの土石流、斜面等では崩壊、地すべり等に注意する必要がある。

低地地域は豪雨時に浸水被害がたびたび発生しており、浸水被害には今後も注意を要する。この区域は軟弱な地盤の分布区域でもあることから、地震時の振動・液状化被害も発生する可能性が高い。

特に、大規模な津波に対しては、岡田漁港周辺及び大里川水門周辺の市街地において浸水する可能性が高く、男里浜地区の新興住宅区域は元来低湿地帯であり、水害の発生しやすい自然条件の地域を中心に宅地化が進んでいるので注意を要する。

2 社会条件（まち構造、開発状況）からみた災害特性

本市は古来より港と街道を中心に発展してきたまちであり、在来集落、それに隣接する新興住宅地域、在来の耕地区域に道路整備、基盤整備を施した都市化区域、新たに大規模造成を行った新興住宅団地等がある。

主要道路沿い及び山地内、岡田漁港周辺の在来集落区域では、木造住宅が密集し、狭く見通しの悪い道路が多いことから、地震や津波が発生した場合には、建物倒壊や延焼の拡大、避難行動の遅延などの危険性があり、その上、円滑な消防・救助活動も妨げられるおそれがある。

在来集落に隣接する新興住宅地域には、一般にミニ開発が多く、道路幅員、地盤処理、公園等の基盤が未整備なところもある。このため、地震時には在来集落区域と同様に火災延焼・拡大の危険性、円滑な消防活動のできないおそれがある。

樽井駅前、岡田浦駅前、和泉砂川駅前等は、在来集落の周囲に住宅地区が加わり拡大したところであり、商業施設等は不特定多数の利用者が多く、地震時には特に注意が必要である。

高台に位置する新興住宅団地は、地震災害に関する防災上の問題点は比較的少ないが、新規居住者が地域の災害特性、避難体制、避難所、避難路等を熟知し得ない結果、災害時の混乱を招くことも考えられ、避難所の周知等のソフト対策の充実が必要である。

【付表 1-3-4-1】 地区別の地域特性

【付表 1-3-4-2】 地域特性の地区別課題

第4章 災害の想定

第1節 地震・津波被害の想定

1 大阪府による地震被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

活断層及び海溝型地震による府全域での被害想定（府実施）

想定地震 項 目		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造 線 断層帯地 震 ※2	東南海・ 南海地震
地震の 規模	マグニチュード ^{※1}	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
	震 度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱
建物全 半壊棟 数	全 壊	362,576 棟	219,222 棟	275,316 棟	85,700 棟	28,142 棟	22,341 棟
	半 壊	329,455 棟	212,859 棟	244,221 棟	93,222 棟	41,852 棟	47,838 棟
出 火 件 数 ※ 1		268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
死 傷 者 数	死 者	12,728 人	6,281 人	9,777 人	2,521 人	338 人	99 人
	負傷者	148,833 人	90,547 人	101,294 人	45,905 人	16,194 人	22,027 人
り 災 者 数		2,662,962 人	1,514,995 人	1,900,441 人	743,066 人	229,628 人	242,515 人
避 難 所 生 活 者 数		813,924 人	454,068 人	569,129 人	217,440 人	66,968 人	74,623 人
ラ イ フ ラ イ ン	停 電	2,003,019 軒	601,271 軒	886,814 軒	408,322 軒	147,911 軒	78,606 軒
	ガス供給停止	2,931 千戸	1,276 千戸	1,420 千戸	642 千戸	83 千戸	0 千戸
	水 道 断 水	544.6 万人	372.0 万人	489.6 万人	230.0 万人	110.5 万人	78.5 万人
	電 話 不 通	913,031 加入者	417,047 加入者	447,174 加入者	171,112 加入者	78,889 加入者	187 加入者

※1： 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計。り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※2： 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

また府では、府全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村に想定している。以下の表に泉南市に係わる想定を示す。

泉南市における被害の想定（府実施）

項目 \ 想定地震	上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震 ※ 4	東南海・ 南海地震
全壊棟数	22 棟	123 棟	0 棟	0 棟	3,533 棟	334 棟
半壊棟数	54 棟	279 棟	0 棟	0 棟	3,302 棟	620 棟
建 物 被 害 計	76 棟	402 棟	0 棟	0 棟	6,835 棟	954 棟
炎上出火件数※ 1	0(0)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件	2(4)件	0(0)件
死 者 ※ 2	0 人	0 人	0 人	0 人	69 人	2 人
負 傷 者 ※ 3	14 人	71 人	0 人	0 人	634 人	188 人
り 災 者 数	255 人	1,239 人	0 人	0 人	24,565 人	2,397 人
避難所生活者数	74 人	360 人	0 人	0 人	7,124 人	696 人
停 電	168 軒	757 軒	0 軒	0 軒	27,485 軒	2,272 軒
ガ ス 供 給 停 止	0 千戸	0 千戸	0 千戸	0 千戸	12 千戸	0 千戸
水 道 断 水	0.2 万人	0.8 万人	0.0 万人	0.0 万人	3.1 万人	0.8 万人
電 話 不 通	521 加入者	521 加入者	0 加入者	0 加入者	938 加入者	52 加入者

※ 1：出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

※ 2：死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1 % 風速）によるものの合計

※ 3：り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）より作成）

※ 4：中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

2 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東日本大震災の発生を踏まえ、南海トラフ巨大地震による地震・津波の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスとした。

(1) 最大震度

市区町村	最大震度
泉南市	6 強

(2) 浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 ※ 1 (ha)	最大津波水位 ※ 2 (T.P.+m)	海面変動影響 開始時間 ※ 3 (分)	地震発生後 最短到達時間 ※ 4 (分)
泉南市	110	3.2	29	75

※ 1： 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深 1 cm 以上。小数点以下第一位を四捨五入、10ha 単位。

※ 2： 最大津波水位は、海岸線から沖合約 30m 地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。

※ 3： 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cm の変動が生じるまでの時間。

※ 4： 最短到達時間は、+ 1 m の津波が襲来する時間。

(3) 代表地点における最大津波水位

市区町	代表地点最大津波水位		うち台風期の塑望平均満潮位(T.P. m)
	代表地点	(T.P.m)	
泉南市	岡田漁港	2.5	0.9
	関空Ⅱ期南	2.6	

(4) 建物被害

泉南市	項目	条件・定義	全壊 (棟)	半壊 (棟)
	総数		772	3,845
	液状化		214	736
	揺れ		488	2,883
	津波		1	225
	地震火災	冬・18 時・1 %超過風速	68	—
	急傾斜地		1	1
	参考	建物総数	23,129	

(5) 人的被害

泉南市 (冬)	項目		条件・定義	死者 (人)	負傷者 (人)
	総数	《早期避難率が低い場合》		47	743
		《避難が迅速な場合》		18	297
	揺れ [建物倒壊]	冬・18 時		18	292
		(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)		(1)	(73)
	津波	早期避難率低		29	446
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(29)	(446)
		避難迅速化		0	0
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(0)	(0)
	地震火災		冬・18 時・1 %超過風速	0	3
	急傾斜地		冬・18 時	0	0

		ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物	冬・18時	0	2
	参 考	夜間人口		64,403	
		昼間人口		61,087	
泉南市 (夏)	項目		条件・定義	死者 (人)	負傷者 (人)
	総数	《早期避難率が低い場合》		1,380	712
		《避難が迅速な場合》		14	289
	揺れ [建物倒壊]		夏・12時	14	289
	(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)			(0)	(74)
	津波	早期避難率低	夏・12時	1,366	423
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(1,366)	(423)
		避難迅速化	夏・12時	0	0
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
	(内、津波)			(0)	(0)
	地震火災		夏・12時・1%超過 風速	0	0
	急傾斜地		夏・12時	0	0
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		夏・12時	0	0
参 考	夜間人口		64,403		
	昼間人口		61,087		

(6) ライフライン被害

※各ライフラインの対象人口等は、平成26年時点の府検討部会による試算結果であることに留意する

上水道

泉南市	給水人口 (人)	断水率 (%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40 日後
	62,687	93.2%	54.6%	52.2%	49.5%	17.9%	1.3%

下水道

泉南市	処理人口 (人)	機能支障率 (%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	32,226	4.2%	4.2%	3.5%	2.9%	0.0%

電力

泉南市	契約軒数	停電率 (%)					早期受 電困難 (%)
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	28,438	49.0%	2.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%

都市ガス

泉南市	顧客数	供給止 戸数	復旧象 戸数	供給停止率 (%)				
				被災 直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ 月後

	11,106	93	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
--	--------	----	---	------	------	------	------	------

通信（固定電話）

泉南市	加入契約者数	復旧対象契約数※	不通契約数（%）				
			被災直後	1 日後	4 日後	7 日後	1 ヶ月後
	9,000	5,000	55.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※：津波浸水の影響を除く

通信（携帯電話）

泉南市	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1 日後		4 日後		7 日後		1 ヶ月後	
		停波 基地局 率	不通 ランク	停波 基地局 率	不通 ランク	停波 基地局 率	不通 ランク	停波 基地局 率	不通 ランク	停波 基地局 率	不通 ランク
	170	58.0%	A	2.3%	—	1.2%	—	0.0%	—	0.0%	—

(7) 交通施設被害

道路

泉南市	道路総延長（km）	被害箇所数
	206	16

道路閉塞率

泉南市	道路幅員別延長（km）				道路幅員別閉塞率（%）			道路 リンク 閉塞率 （%）
	5.5m以上 13.0m 未満	3.0m 以上 5.5m 未満	3.0m 未満	13.0m未満 道路延長合 計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m 以上 5.5m 未満	3.0m 未満	
	81.6	94.8	6.2	182.6	2.1%	6.6%	13.9%	

(8) 生活への影響

避難者数

泉 南 市	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後			約 40 日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外
	6,394	4,039	2,355	10,843	5,620	5,223	13,071	3,921	9,150	3,505	1,051	2,453

帰宅困難者数

泉南市	帰宅困難者数（人）
	7,899

物資

泉南市	飲料水（リットル）				食糧（食）				毛布（枚）		
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日間	4日～7日間			1日～3日間	4日～7日間				
	104,032	480,197	387,389	763,553	9,617	69,053	156,143	215,578	1,122	7,009	5,887

医療機能

冬 18 時

泉南市	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	15	71

(9) 災害廃棄物

災害廃棄物等

冬 18 時

泉南市	災害廃棄物発生量（万 t）						津波堆積物発生量（万	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値 (堆積高 2.5	最大値 (堆積高 4.0
	8.1	5.1	2.3	0.0	0.0	0.7	2.7	4.4

(10) その他

エレベータ内閉じ込め

泉南市	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	218	39

出典：(1)～(5) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (6)、(7) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (8)～(10) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

第2節 風水害及びその他災害の想定

本計画の検討にあたっては、本市の地域における地勢・気象・地質等の自然条件、人口・土地利用等の社会的条件並びに過去に発生した災害の経験を勘案し、本市において発生が予想される災害を想定し、またその災害が複合的に発生する可能性も考慮し、これを基礎とした。

その主な災害は、次のとおりである。

1 集中豪雨等異常降雨による災害

(1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

(2) ため池の破堤等

(3) 土砂災害

2 台風による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊
- (2) 高潮による浸水
- (3) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水
- (4) ため池の破堤等
- (5) 土砂災害

3 大規模な火災

- (1) 市街地等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

4 竜巻による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊

5 その他大規模な事故による災害

- (1) 大規模火災
- (2) 危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）
- (3) 突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）

第5章 防災ビジョン

第1節 市の防災課題

泉南市域の自然条件や地域特性からみて、暴風や竜巻、豪雨による風水害、土石流・斜面崩壊・地すべり等の土砂災害及び地震・津波災害、火災やその他大規模な事故等のおそれがあり、これらが都市構造の特質に応じて複合して発生する可能性も考慮しておかなければならない。これまでも、大阪府の地震被害想定（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月））によると、中央構造線系地震が本市に最大で震度7の揺れを起こすことが示され、これに関連して発生が予想される市街地火災、危険物等災害、地盤災害及び津波災害等を併せて想定し、防災対策を講じてきていた。

しかし、平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災は、現在の想定を上回る規模の地震が過去に発生していなかったかを、あらゆる手がかりを基に調査検討した上で、想定を見直す必要性を示した。このため国、府により南海トラフ巨大地震の被害想定が検討公表され、これらを踏まえた対策が必要となっている。

自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える必要があり、これらは中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。そこで、自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とし、中長期的展望のもとに自助・共助・公助の各々が果たすべき役割を踏まえつつ防災・減災対策を研究改善し、安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

第2節 防災ビジョン

本市は、大阪湾岸に位置するため、直下型地震に加え、南海トラフ巨大地震等に伴う巨大津波による被災も想定され、これら大規模災害による被害を軽減し、また、いち早い復旧・復興に向けた各種取組を、住民・事業者・行政がそれぞれの力を有機的かつ効果的に結集し、総合力を十分に発揮するための防災ビジョンとして基本目標と施策の大綱を、次のように定める。

